

県土整備部防災業務計画

令和6年4月

山形県県土整備部

目 次

第1編 総 則	1
第1章 業務計画の目的及び構成	1
第1節 業務計画の目的	1
第2節 業務計画の構成	1
第2章 防災対策の基本方針	1
第1節 本県の自然的・社会的条件	1
第2節 防災対策	2
第1 防災対策の基本方針	2
第2 災害予防	2
第3 災害応急対策	3
第4 災害復旧・復興	4
第3章 地域防災計画の防災に関する組織	4
第1節 山形県防災会議	4
第2節 県災害対策本部	4
第3節 県現地災害対策本部	4
第4節 県災害対策本部地域支部	5
第5節 業務継続性の確保	5
第4章 県土整備部の防災に関する組織	5
第1節 県土整備部防災会議	5
第2節 県土整備部災害対策会議	5
第5章 防災に関するその他の事項	5
第1節 県の広域防災体制	5
第2節 県土整備部の広域防災体制	5
第3節 その他応援体制	6
第2編 災害対策編	8
第1章 災害予防	8
第1節 災害対策の推進	8
第1 各種事業・計画に基づく対策の実施	8
第2 所管施設等の地震に対する安全性の確保	8
第3 津波対策の推進	9
第4 河川、海岸施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	10
第5 土砂災害防止施設の整備及び土砂災害に対する安全性の確保	11
第6 火山砂防施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	12

第7	雪害防止施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	12
第8	環境に係る情報収集・整理	13
第9	都市の防災構造化の推進	13
第10	道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	16
第11	住宅・建築物等の安全性の確保及び指導	17
第12	宅地造成に伴う防災措置	17
第13	港湾施設の整備	17
第14	空港施設の整備	18
第15	避難場所・避難路の確保・整備	18
第16	防災拠点の確保・整備	18
第17	ライフライン対策の推進	20
第18	要配慮者対策の推進	20
第19	防災に関する広報・情報提供等	20
第2節	危機管理体制の整備	21
第1	情報の収集・連絡体制の整備	21
第2	通信手段等の整備	22
第3	関係機関との連携	23
第4	応急復旧体制の整備	23
第5	後方支援体制の整備	24
第3節	災害、防災に関する研究、観測等の推進	25
第4節	防災教育等の実施	25
第1	防災に関する研修等の実施	25
第2	防災知識の普及	25
第3	人材の育成	25
第5節	防災訓練	26
第6節	再発防止対策の実施	26
第2章	災害応急対策	26
第1節	災害発生直前の対策	26
第1	風水害に関する警報等の伝達	26
第2	災害未然防止活動	27
第3	火山災害に関する警報等の伝達	27
第4	雪害に関する情報伝達	27
第2節	災害発生直後の情報の収集・連絡、通信の確保	28
第1	災害情報の収集・連絡	28
第2	通信手段の確保	30
第3節	災害発生時における県土整備部及び総合支庁建設部職員の参集体制	30

第4節	災害発生直後の施設の緊急点検	30
第5節	災害対策用資機材、復旧資機材等の確保	31
第6節	有害物質等流出時における応急対策の実施	31
第7節	災害発生時における応急工事等の実施	32
第8節	災害発生時における道路交通の確保等	32
第9節	二次災害の防止対策	33
第10節	ライフライン施設の応急復旧	34
第11節	市町村等への支援	34
第1節	情報収集、資機材の提供等	34
第2節	避難活動	34
第3節	応急仮設住宅	35
第4節	飲料水の確保	35
第5節	消防活動への支援	35
第12節	災害応援	35
第13節	災害発生時における広報	35
第14節	ボランティアの活用	36
第3章	災害復旧・復興	36
第1節	災害復旧・復興の基本方針	36
第2節	災害復旧の実施	36
第1節	降灰除去事業の実施	36
第2節	査定の早期実施	36
第3節	緊要事業の決定	36
第4節	災害復旧の促進	36
第5節	再度災害の防止	37
第3節	復旧・復興資機材の安定的な確保	37
第4節	都市の復興	37
第1節	計画的復興への支援	37
第2節	復興まちづくりへの支援	38
第5節	借地借家制度等の特例の適用	38
第6節	被災者の住宅再建等への支援	38
第1節	公営住宅の建設等	38
第2節	危険区域における住宅再建	38
第3節	住宅金融公庫による融資	38
第4節	被災者等に対する相談機能の充実	39

第1編 総 則

第1章 業務計画の目的及び構成

第1節 業務計画の目的

○この「県土整備部防災業務計画（以下「業務計画」という。）」は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第36条第1項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。）第6条第1項の規定に準じるとともに、山形県地域防災計画（震災対策編、風水害等対策編、津波対策編）に基づき策定するものとする。

○この業務計画は、山形県県土整備部（総合支庁建設部を含む。）の所掌事務について、防災に関し執るべき措置を定め、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって民生の安定、県土の保全、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

○この業務計画は、災害に関する経験と対策の積み重ね等により随時見直されるべき性格のものであり、必要に応じて修正を加えてゆくものとする。

第2節 業務計画の構成

○この業務計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、それぞれの災害に対する予防、応急対策、災害復旧・復興のそれぞれの段階における諸施策を具体的に定めている。

第1編 総 則

第2編 災害対策編

第2章 防災対策の基本方針

第1節 本県の自然的・社会的条件

○本県の面積は、9,322平方キロメートルで、県土の約7割が奥羽山脈、出羽山地及び越後山脈で構成される山地で、急峻な地形と複雑で脆弱な地質で形成されている。

○県内の全市町村において温泉を湧出するなど地下における火山活動の活発な地域であり、本県には、鳥海山・蔵王山・吾妻山・肘折の活火山がある。

○活断層も県内全域に有しており、県内の主要な活断層は、県北部の庄内平野東縁断層帯、奥羽山脈と新庄盆地・山形盆地の境界に新庄盆地断層帯や山形盆地断層帯、長井盆地の西縁には長井盆地西縁断層帯がある。

○内陸地方と庄内地方に大きく分かれ、庄内地方は本県で唯一日本海に面しており、気象は内陸型の寒暖の差が大きく、冬季間は北西の季節風が強く、厳しい風雪と大雪になる。

○本県の人口は、約104万人で、村山、最上、置賜、庄内の4つの地方生活圏からなり、その中心都市は、山形市が約244千人、新庄市が約33千人、米沢市が約79千人、鶴

岡市が約118千人、酒田市が約97千人の人口を有している。(R5.1.1 現在)

○このような自然的、社会的条件の本県にあって、県土保全、県民の生命・身体・財産を災害から守る防災対策は、県土整備部において重要な施策である。さらに、平成23年の東日本大震災においては、広域での強い地震動、大規模な津波災害、東京電力福島第一原子力発電所の事故など広域かつ複合的な災害に対して、県の総力をあげて対応してきたところであり、その経験を十分に踏まえ、大規模津波災害対策、災害応急対応等の一層の充実を図る。

第2節 防災対策

第1 防災対策の基本方針

- 防災対策は、都市化、少子高齢化、国際化、情報化等の社会構造の変化にも十分配慮しつつ推進するものとし、業務計画は適宜見直しを行うものとする。
- 防災対策は、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の一連の体系で実施されていくものであり、それぞれの段階における体制の整備に加え、災害予防にあっては災害を未然に防止すること、災害応急対策にあっては災害発生後の被害の拡大防止を図るための迅速かつ適切な応急対策をおこなうこと、災害復旧・復興にあっては災害に強い県土づくり・まちづくりを目指した本格的な災害復旧・復興が基本方針となる。
- 災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興のそれぞれの段階において、総合力、即応力が発揮できるよう努める。さらに、関係省庁、関係市町村、関係事業者等との緊密な協力体制を確立し最善の対策をとることにより被害の軽減につなげるものとする。

第2 災害予防

- 災害予防については、災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害を最小限にするため、以下の施策を講じるものとする。
 - ・公共施設の点検、補修等の維持管理を強化するとともに、国土保全事業を計画的かつ総合的に推進する等、発災時に備えて、周到かつ十分な措置を講じるものとする。
 - ・災害及び防災に関する研究、観測等の推進を図り、防災対策の質的・技術的向上に努めるものとする。
 - ・災害に強い県土づくり・まちづくりの実現に向け、交通・通信機能の強化については、緊急輸送を確保するために必要な道路（以下「緊急輸送道路」という。）、港湾等をはじめとした施設の耐火性と多重性・代替性の確保、全国的な輸送活動への影響の極小化が図られるよう努める。
 - ・豪雪等に対し、緊急に道路交通及び鉄道交通を確保できるよう、関係機関と連携し、迅速かつ的確な除雪活動を実施するための体制の整備を行い最大限の効率的・効果的な除雪に努める。

- ・避難場所、避難路、防災拠点、安全な市街地等の整備及び土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備等を推進するとともに、防災に配慮した土地利用の誘導等により、災害に強い県土づくり・まちづくりを推進するものとする。
- ・水害、土砂災害等の危険箇所や避難場所・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でわかりやすくとりまとめたハザードマップ、防災マップ等の作成、住民への配布等を推進するため、市町村に対し必要な情報を提供するなど積極的な支援を行う。また、市町村の防災計画等にも位置付けるなど、ハザードマップの意義が十分伝わるよう働きかけるものとする。その際、ハザードマップの想定を超える災害が起こりうることを伝えるなど、ハザードマップが危険区域以外の住民にとっての安心情報にならないように努めるものとする。
- ・災害発生時に応急対策、その後の復旧・復興を迅速かつ効果的に行うため、事前の体制整備、災害情報の迅速な収集システムの整備、資機材等の備蓄及びその充実等を図るものとする。
- ・防災教育、防災訓練等の実施により県土整備部及び総合支庁建設部職員等の資質の向上に努めるとともに、災害の未然防止と災害発生時の避難等に資するため、関係事業者に対して、防災訓練、防災に関する講習会の参加を働きかける。
- ・災害の未然防止と災害発生時の避難等に資するため、一般住民に対しても防災週間や各種の防災関連行事等を通じ防災についての広報活動を行い、防災知識の普及を図るものとする。

第3 災害応急対策

○災害応急対策については、発災時において迅速かつ円滑な実施を図るため、以下の施策を講じるものとする。

- ・災害発生直後の被害情報の早期把握・伝達体制を整備するため、通信手段の確保に万全を期すとともに、国、市町村等の関係機関が連携し、災害情報の共有化・一元化に努めるものとする。
- ・災害発生後、速やかな職員の参集により災害規模に応じた応急対策の推進を図るとともに、円滑な救助・救急、医療・公衆衛生の確保及び消化活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給し、さらに地域の産業活動を維持するための、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送、代替輸送の実施を図るものとする。
- ・専門技術をもつ人材等を活用し、施設、設備等の緊急点検を行い、これらの被害状況を把握して、道路交通の確保、二次災害の防止、施設の応急復旧をできるだけ早期に実施するとともに、関係行政機関、被災者等に適切な判断と行動を促す的確な情報を伝達

するものとする。

- ・ 県災害対策本部が設置されるような大規模な災害に対しては、災害応急対策を総合的、効果的に行うため関係行政機関等と連携を図るとともに、災害応急対策に必要な要員や物資について全国の規模で活用するなど、広域的な応援・支援体制を構築し、災害応急対策を実施する。
- ・ 大規模な災害に対しては、災害発生直後は人命救助を第一とし、救援救助要員や緊急輸送道路の確保等に総力をあげるものとする。引き続き物流の確保、所管施設の復旧、住宅の確保、被災市町村の支援等を強力に進める。
- ・ 無人航空機（UAV）、県防災ヘリコプター、国土交通省等の災害対策用ヘリコプター、衛星通信車、衛星小型画像伝送装置等を活用して、災害発生直後の被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。

第４ 災害復旧・復興

○被災地域の災害復旧・復興の基本的方向の早急な決定と被災施設等の適切かつ速やかな復旧を図るため、事業を計画的に実施し、より安全で快適な環境を目指した県土づくり、まちづくりを推進するとともに、復興への的確な貢献に努めることにより、災害に強い県土の形成を図り、防災対策に万全を期すものとする。

第３章 地域防災計画の防災に関する組織

第１節 山形県防災会議

○災対法第１４条に基づき、山形県に山形県防災会議（以下「県防災会議」という。）を置く。
○県防災会議の組織及び運営に関する事項については、山形県防災会議条例(昭和３７年１０月９日県条例第５１号)によるものとする。

第２節 県災害対策本部

○県内で震度５弱以上の地震が観測されたとき、津波警報発表時、特別警報発表時、大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、又は知事が特に必要と認めたときは、災対法第２３条の規定により県災害対策本部（以下「県災対本部」という。）を設置する。

第３節 県現地災害対策本部

○本部長は、土砂崩れ及び雪崩等により、局地的に人身被害、住家被害等が多数発生した場合は、必要に応じ、被災地で本部の事務の一部を行う県現地災害対策本部（以下「県現地災対本部」という。）を置く。

第４節 県災害対策本部地域支部

○県災対本部長は、災害応急対策の円滑かつ適切な実施を図るため、必要があると認めるときは、総合支庁にそれぞれの所管区域をその区域とする県災害対策本部地域支部（以下「県災対支部」という。）を設置する。

第5節 業務継続性の確保

○県、市町村及び防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

第4章 県土整備部の防災に関する組織

第1節 県土整備部防災会議

○県土整備部の所掌する防災に関する業務を的確かつ円滑に実施するため、県土整備部防災会議（以下「部防災会議」という。）を設置するものとする。

○部防災会議の組織及び運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

第2節 県土整備部災害対策会議

○県内で震度5弱以上の地震が観測されたとき、大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあるとき（特別警報の発表時はこれに該当する）、又は県土整備部長が必要と認めたときは、県土整備部災害対策会議（以下「部災対会議」という。）を設置する。

○部災対会議の組織及び運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

第5章 防災に関するその他の事項

第1節 県の広域防災体制

○本県では、地震等による大規模災害が発生し、本県独自では十分な被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、災対法第74条の規定に基づき、他の道県に対し応援を要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行できるよう「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定（以下「8道県協定」という。）」を締結している。

第2節 県土整備部の広域防災体制

○山形県では、災害が発生し又は発生するおそれがある場合の相互応援について「東北地方における災害時の相互応援に関する協定」を国土交通省東北地方整備局及び東北各県、仙台市、東日本高速道路株式会社と締結している。

○そのため、必要に応じて、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）及びリエゾンによる、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を受けるとともに、通信手段の確保、情報連絡等により災害

対応の支援を受けるものとする。

○同様の趣旨で「災害時の相互協力に関する申し合わせ」を国土交通省北陸地方整備局及び北陸各県県土整備担当部と締結している。

○大規模災害が発生して公共土木施設が被災し、対策に高度な技術を要する場合、迅速な応急対策を図ることを目的に、東北地方整備局と東北各県・仙台市とともに、一般社団法人日本建設業連合会東北支部（旧（社）日本土木工業協会東北支部）と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結している。

第3節 その他応援体制

○地震、大雨等の異常な自然現象及び予想できない災害等の発生により、県土整備部が所管する河川、道路、住宅等に関して災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大の防止と被害施設の早期復旧を目的に、一般社団法人山形県建設業協会と「災害時における山形県県土整備部所管の河川、道路、住宅等の災害応急対策に関する協定」を締結している。

○大規模災害時における公共土木施設の災害応急対策に関する測量・調査・設計業務等の実施に関する協力について、一般社団法人山形県測量設計業協会、一般社団法人日本補償コンサルタント協会東北支部山形県部会、山形県建設コンサルタント協会、山形県地質土壌調査業協会、一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会東北支部、一般社団法人日本橋梁建設協会、一般社団法人建設コンサルタンツ協会東北支部と「災害時における応急対策業務に関する協定書」を締結している。なお、各団体との関係は図－1による。

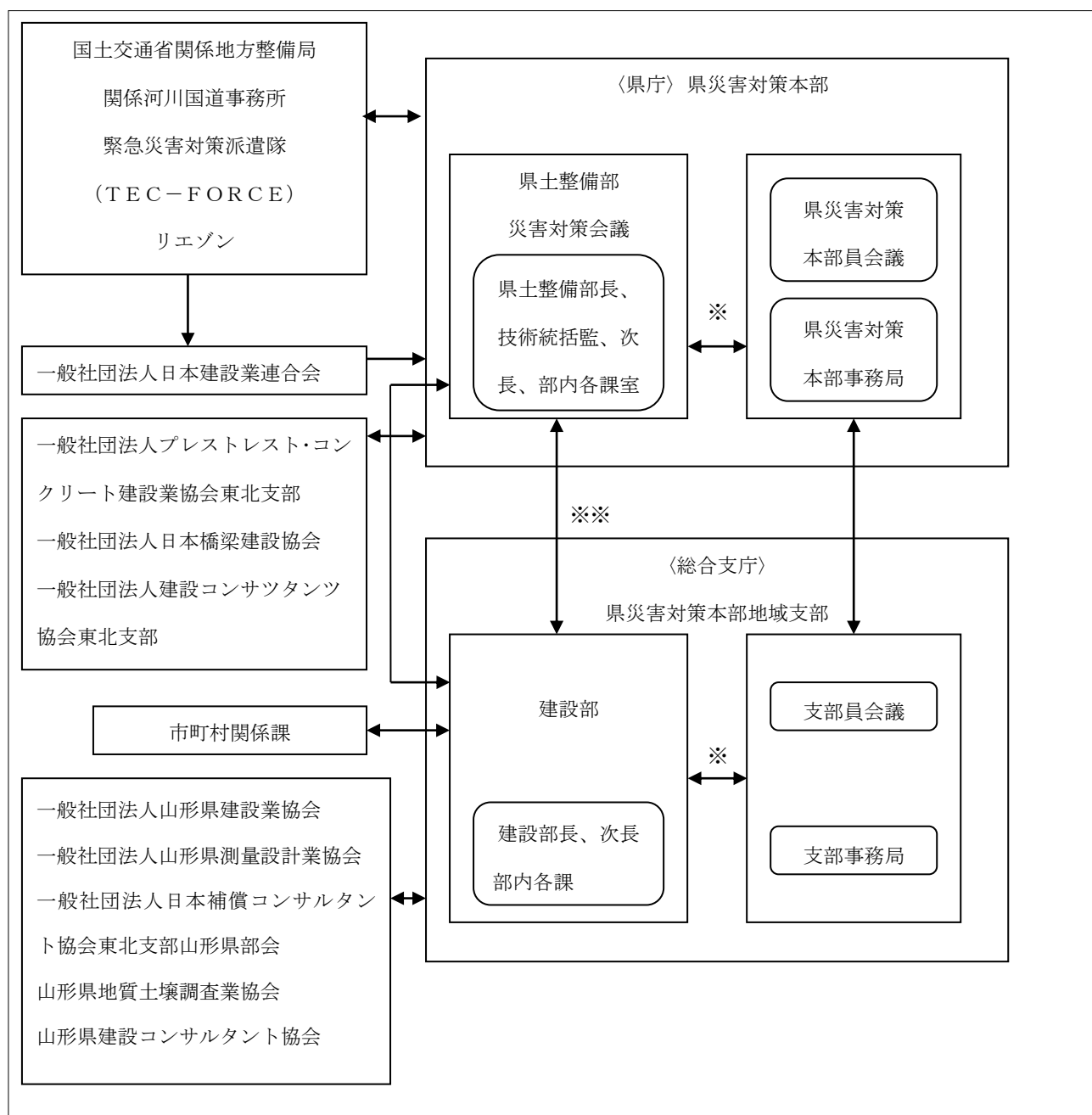


図-1 県土整備部防災体制スキーム

※留意事項

県災害対策本部（支部）事務局員の人選にあたっては、業務重複等により県土整備部・総合支庁建設部の防災業務に支障とならないよう調整を図る。

※※各総合支庁に設置される「山形県災害対策本部〇〇支部活動マニュアル」における「応急対策時の各課活動マニュアル」に基づき、県土整備部各課との被害情報伝達、応急復旧にかかる対応協議等を行う。

第2編 災害対策編

○災害は極めて多種多様である。従って、それらの災害への対応の用に供するため、多くの災害対策に比較的共通する事項及び個別災害対策に係る事項について記述するものである。

○ここで、災害とは、地震、津波、風水害、火山災害、雪害、水質事故（河川等における有害物質等の大量流出等）及び県大規模火事等（大規模火事、危険物流出・漏洩、爆破等）とする。

第1章 災害予防

第1節 災害対策の推進

第1 各種事業・計画に基づく対策の実施

○災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、道路、河川、海岸、砂防、港湾、空港、下水道、公園その他の公共土木施設の維持管理を強化するとともに、治水事業、海岸事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、雪崩対策事業、その他の国土保全事業、都市の防災対策事業及び道路・港湾・建築物の防災対策事業を計画的かつ総合的に推進し、災害に強い県土づくり・まちづくりを行うものとする。

○地震防災特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に盛り込まれた各種所管事業を推進するとともに、その進捗状況を把握し、必要に応じ国等と協議を行うものとする。

○水質事故発生時において適切な対応を図るため、河川、海岸、砂防、道路、その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、防除活動に必要な資機材等の整備や円滑な情報伝達に資する機材の整備など、災害対策に万全を期すものとする。また、河川においては、平常時より河川の巡視、河川水質の監視等強化を図るものとする。

○津波災害を防止し、又は津波災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、砂防、海岸、道路、鉄道、港湾、空港その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、治水事業、海岸事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、その他の国土保全事業、都市の防災対策事業及び道路・港湾・建築物の地震対策事業を国や市町等と連携しつつ計画的かつ総合的に推進する。

第2 所管施設等の地震に対する安全性の確保

○既存の所管施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震

性の確保に努めるものとする。また、県有施設については、基準に適合しないもので、かつ、防災上危険であると認められるものについては、必要な措置を講ずるものとする。

○建築物、土木構造物等の所管施設の耐震設計は、それらの種類、目的等により異なるが、その基本的な考え方は、次によるものとする。

- ・構造物・施設等の耐震設計に当たっては、供用期間中に1から2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動、及び発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動とともに考慮の対象とするものとする。
- ・この場合、構造物・施設等は一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベル地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的目標として設計するものとする。
- ・さらに、構造物・施設等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなる恐れがあるものや、県あるいは国といった広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼす恐れがあるもの、また多数の人々を収容する建築物等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とするものとする。

○上記の主旨を踏まえ、所管施設に関する設計指針等により、適切な耐震設計を行うとともに、その後の状況に応じて必要な見直しを行うものとする。

○施設の配置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等の実施に努めるほか、大規模開発に当たって関係機関と十分な連絡・調整を図るものとする。また、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてマニュアル等による普及を図るものとする。

第3 津波対策の推進

(1) 津波対策の基本的な考え方

○津波対策についての基本的考え方は、次によるものとする。

- ・中長期にわたる津波堆積物調査や地殻変動の観測等をもとにして設定され、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対しては、住民の避難を軸に、土地利用、避難施設、防災施設等を組み合わせた総合的な津波対策で対応するものとする。
- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、構造物によって内陸への侵入を防ぐものとする。

(2) 津波に強い地域づくり

○津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)に基づき、最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても人命を守る」という考え方で、基礎調査、その結果を踏まえた津波浸水想定の設定、市町村が作成する推進計画に基づく施設整備、警戒避難体制の整備、津波災害警戒区域の指定等のハード・ソフト施策を柔軟に組み合わせて総動員させる多重防御の発想により、国土交通省及び市町との連携・協力の下、津波防災地域づくりを推進するものとする。

○津波等による災害のおそれのある土地の区域について、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づき、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域としては、原則として市街化区域に含まないこととされていることについて周知等に努めるものとする。

○津波浸水想定にあたり、海岸保全施設の海側(堤外地)も含めることや、港湾の背後地を防護するための一連の堤防・胸壁等の計画に配慮するものとする。

第4 河川、海岸施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等

○既存の所管施設の風水害に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき、風水害に強いまちを形成するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に総合的な風水害対策を実施するものとする。

○各施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

○津波による被害のおそれのある地域において港湾施設、海岸保全施設、河川管理施設を整備する場合には、津波に対する安全性に配慮するものとする。

(1) 河川に係る対策

○頻発する風水害に対する安全性を確保するため、河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、築堤、河道掘削、ダム、遊水池、放水路等の整備を推進するとともに、堤防の質的強化や河道内の堆積土・支障木対策を図るものとする。

○洪水時等の河川管理施設保全活動及び災害発生時の緊急復旧活動の拠点、市町村等が水防活動を円滑に行うための拠点としての河川防災ステーションの整備を図るものとする。

○風水害に対し、安全な土地利用への誘導と緊急時における警戒避難等に資するため、浸水想定区域図の県民に対する周知を図るとともに、市町村によりこれらの情報及び避難地・避難路等を明示したハザードマップが作成・公表されるよう推進するものとする。

○管理中のダムにおいて、ダム本体・放流施設が老朽化等のため、機能低下するおそれのあるものや機能の維持について支障があるものについて、機能を回復させる施設の改良等を計画的に実施するものとする。

○内水被害等の軽減のため、排水樋管のゲート操作の最適化や排水ポンプの配備など水防活動支援体制の強化を図る。

（２）海岸・港湾に係る対策

- 高潮、波浪災害を防ぐため、海岸保全施設、港湾施設の整備を推進するものとする。
- 海岸保全施設等については、設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような整備を推進していくものとする。
- 地震に起因する沈下により生じる壊滅的な被害を防止するため、背後地盤の低い箇所等における海岸堤防等の耐震性の向上を推進するものとする。
- 関係省庁と連携して整備した津波対策の推進を図るためのマニュアル等について、その的確な実施が図られるよう努めるものとする。

（３）主要交通機能強化

- 主要交通機能の強化を図るため、道路、港湾、空港の基幹的施設の整備に当たっては、既存施設等の津波対策を推進するとともに、国土ミッシングリンクの解消等ネットワークとしての多重性・代替性の確保に努めるものとする。また、発災時における人流、物流の途絶が被災地の災害応急対策の実施に致命的な支障をきたさないよう、また、全国規模での輸送活動に大きな影響が生じないよう、各交通施設間の連携の強化等により、陸・海・空にわたる複数の輸送モード及び輸送ルートからなる多重性・代替性の確保に努めるものとする。

（４）災害発生のおそれのある区域に関する措置

- 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、地域住民の防災意識を高め、災害発生時の迅速な避難等に資するとともに、溢水、越水、高潮、土砂災害等による災害の発生のおそれのある土地の区域の増加を抑制するため、都市計画法に基づき市街化区域に指定しない等必要な規制、誘導措置を講じ、災害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

第５ 土砂災害防止施設の整備及び土砂災害に対する安全性の確保

- 大雨、地震等による土砂災害の発生を防止するために、土砂災害警戒区域等における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備に加え、警戒避難体制に必要な雨量計、各種センサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進し、土砂災害警戒区域等の指定後は、市町村による警戒避難体制の整備の支援を行うと共に、土砂災害特別警戒区域については、特定開発行為の制限、建築物の構造規制及び建築物の移転の勧告等適切な措置を講ずるものとする。
- 防災拠点、避難場所、避難路、都市間を結ぶ重要交通網、市町村役場、重要なライフライン施設等の保全等を考慮した総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

○土砂災害警戒区域等や土砂災害警戒情報等の土砂災害関連情報について、より精度が高く、わかりやすい情報を迅速に住民、市町村等に提供できるよう、山形県土砂災害警戒システムの整備、土砂災害警戒情報発表基準の設定等を行うものとする。

○地震等に伴う大規模な地すべり発生時における土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報の関係市町村への通知及び一般への周知等について、迅速かつ的確に実施できるよう、マニュアル等を整備するとともに、市町村、関係機関等との連携を強化するなど危機管理体制の整備に努めるものとする。

○河道閉塞による湛水（天然ダム）を発生原因とする重大な土砂災害の危険が予想される場合、土砂災害防止法に基づき、国が実施する緊急調査、土砂災害緊急情報の通知及び一般への周知が迅速かつ的確に行われるよう、関係市町村、関係機関等との連携を強化するなど危機管理体制の整備に努めるものとする。

第6 火山砂防施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等

○火山噴火により発生が予想される融雪型火山泥流及び降灰後の土石流による土砂災害に備え、砂防堰堤等の砂防設備の整備を行うものとする。

○火山噴火に伴い発生が想定される火山泥流、土石流等の土砂災害による被害を軽減（減災）するため、ハード・ソフト対策からなる火山噴火時の緊急対応を定めた「火山噴火緊急減災対策砂防計画」を国や関係市町村等とともに策定し、この計画に基づく緊急対応の実施に努める。

○活動火山対策特別措置法第4条に基づく火山防災協議会における検討を通じて策定される噴火警戒レベル及び避難計画等に基づき、火山防災マップ（ハザードマップ）の整備や警戒避難支援等を関係機関と共に実施する。

○火山噴火に起因する土石流に対応するため、土砂災害防止法に基づいて国が実施する緊急調査、土砂災害緊急情報の通知及び一般への周知が迅速かつ的確に行われるよう、関係市町村、関係機関等との連携を強化するなど危機管理体制の整備に努めるものとする。

第7 雪害防止施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等

○雪崩等の災害から人命を保護するため、及び既存の所管施設の災害に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき、雪害に強いまちを形成するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に総合的な雪害対策を実施するものとする。また、雪害の危険性が高い箇所で公共工事等を実施する際は十分工事中の安全確保を図るものとする。

○集落等の雪崩による被害を防止するため、雪崩危険箇所において、雪崩防止施設の整備を推進するとともに、雪崩災害防止の広報活動等警戒避難体制の整備を含めた総合的な雪崩対策の推進に努めるものとする。

○融雪時等の土砂災害を防止するため、土砂災害警戒区域等における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設に加え警戒避難体制に必要な各種センサーの設置等を含め、総合的な土砂対策を推進する。

○雪崩危険箇所の住民への周知体制、情報の伝達体制、その他必要な警戒避難体制の整備支援に努めるものとする。

○雪崩のおそれのある箇所について、調査を行い災害予防上必要な措置を講ずるとともに、適正な土地利用が図れるよう、あらかじめ雪崩危険箇所等についての情報提供を行うものとする。

第8 環境に係る情報収集・整理

○有害物質等の流出時における対応を総合的かつ効果的に実施するため、河川、海岸等に係る情報を収集し、整理しておくものとする。

第9 都市の防災構造化の推進

(1) 市民に支えられた防災都市づくり

○公民協働による災害に強い都市づくりを目指し、国等と連携して、県、市町村にとって使いやすく、かつ住民にとっても分かりやすい法律、予算等の枠組みの整理と制度の充実を図るとともに、市民の防災意識の醸成やその主体性を引き出すため、県、市町村における行政情報の提供、主体的な地域住民のまちづくり活動への参加に対する支援等を促進し、市民に支えられた実効性のある施策体系を構築するものとする。

(2) 防災都市づくりの計画的推進

○都市計画基礎調査等により災害の発生状況等の把握に努めるとともに、災害に強いまちづくりを推進するものとする。

○防災都市づくりを計画的に推進するため、都市防災に関する方針の都市計画への位置付けを促進するとともに、避難地、避難路、延焼遮断帯などの都市の骨格的な防災施設の整備に関する事項、防災上危険な密集市街地の整備に関する事項等を主な内容とする「防災都市づくり計画」の策定を促進するものとする。

○「防災都市づくり計画」の策定プロセスにおいては、災害危険度の公表を始めとする行政情報の提供を促進するとともに、その実施に当たっては市民のまちづくり活動への参画、並びに関連事業の重層的実施等を積極的に支援するものとする。

○「防災都市づくり計画」の策定、並びにそのための災害危険度判定等に当たっては、都市防災推進事業、都市計画基礎調査等の積極的活用を促進するとともに、これらの計画等については「市町村の都市計画マスタープラン」等にできる限りその内容を反映させるよう努めるものとする。

○ハード・ソフト施策の総動員による「多重防御」、その他道路や、土地利用規制等を組

み合わせた津波防災・減災対策により、津波に強いまちづくりを進めていくものとする。

(3) 流域における総合的な治水対策の推進

○浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な国土利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備を行うものとする。

○河川流域の開発、低地地域における土地利用の高度化等により都市水害の危険性が增大している地域については、都市河川の整備を推進するとともに、流域の適正な土地利用への誘導も含めた総合的な治水対策の推進に努めるものとする。

○河川について、築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路等の建設、内水排除施設の整備等を推進するものとする。

○防災調整池の設置、透水性舗装の施工、雨水貯留・浸透施設の整備、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することにより、流域の保水、遊水機能が確保されるよう措置するものとする。

(4) 積雪期における都市機能の維持

○冬期における都市機能の確保を図るため、除雪・消融雪施設、流雪溝、消雪パイプ等の設置により、積雪、堆雪に配慮した体系的な市街地道路の整備を推進するとともに、地域と連携した雪処理を推進するものとする。

○中心市街地や通学路、福祉施設周辺等における歩行者空間の確保を図るため、除雪、消融雪施設の整備を行うものとする。

(5) 避難場所、避難路、延焼遮断帯等都市の骨格となる防災施設の整備

○避難路の整備を推進するものとする。

○避難路となる緑道等の整備を推進するものとする。

○避難路、延焼遮断帯、緊急輸送を確保するために必要な道路として機能する道路整備を推進するものとする。

○地形、地質、水系等の自然立地特性を踏まえ、幹線道路や河川・港湾等との連携を図りつつ、広域避難地、一次避難地、避難路、延焼遮断帯、災害復旧活動の支援拠点や復旧資機材・生活物資等の中継基地等となる都市公園等の系統のかつ計画的な配置を推進するものとする。

○避難場所等となる都市公園の整備の年次計画等を明らかにした県・市町村による防災公園整備プログラムの策定を推進するものとする。

(6) 防災上枢要な地域における建築物の不燃化

○防火、準防火地域の計画的指定を行うとともに、特に避難場所、避難路、延焼遮断帯等都市の骨格となる防災施設周辺等都市防災上枢要な地域においては、都市防災推進事業等により建築物の不燃化を促進するものとする。

（７）安全な市街地の整備等

- 土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等に機能を有する公共・公益施設の集中立地を促進し、相互の連携により、地域の防災活動拠点となる安全な市街地の整備を推進するものとする。

（８）市街地の防災性向上のため緑とオープンスペースの確保等

- 「緑の基本計画」に基づいた系統的かつ計画的な都市公園の整備、緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、緑化重点地区総合整備事業による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。

（９）防災上危険な密集市街地の整備

- 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成９年法律第４９号)を踏まえ、老朽木造建築物の除却、建替えの促進、防災機能の確保を図る地区計画の導入、土地の権利の移転を円滑に行うことができる制度の活用、地域住民による市街地整備の取組みを支援する仕組みの活用や土地開発公社、住宅供給公社等のノウハウの活用等について必要に応じ助言を行うものとする。
- 土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地整備総合支援事業、密集住宅市街地整備促進事業等の既存の面的整備事業等の活用や、建築物の共同化・不燃化、道路・公園・緑地等の地区公共施設の整備等多様な事業を総合的・一体的に推進するとともに必要な建築物の耐震診断、耐震改修を促進するものとする。

（１０）消防活動に資する施設等の整備

- 消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するものとする。
- 河川水等を緊急時の消火・生活用水として確保するため、階段護岸等の整備を推進するものとする。
- 防災公園等の整備に併せた耐震性貯水槽の整備、水と緑のネットワーク整備、下水処理水の活用等により、災害時の消火用水の確保等を促進するものとする。

（１１）石油コンビナート等特別防火区域等における災害対策

- 石油コンビナート等災害防止法（昭和５０年法律第８４号）第２条第２号に規定する石油コンビナート等特別防災区域等における災害から周辺市街地の安全性を確保するため、防災緩衝地帯として緑地等の設置及び隣接市街地の耐震不燃化を促進するものとする。

第 10 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等

- 広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格幹線道路や一般国道等の災害に強い広域的な幹線道路ネットワーク整備を進め、災害の発生に対して代替路となる経

路を確保するものとする。

- 大地震等の災害の発生時でも、地域が孤立することなく、日常生活機能を確保できるようにするため、地域の拠点（行政機関、交通・物流拠点、医療福祉施設等）間を結ぶ主要な道路や代替路がない道路等についての安全性、信頼性を高めるものとする。また、都市内道路についても多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を図るものとする。
- 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下、「集中的な大雪」という。）に対しては、県、市町村及び高速道路事業者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図るため、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整のうえ、予防的な通行規制を行う。
- 冬期の交通支障箇所となっている凍結路面箇所等において消雪施設を重点的に整備するとともに、市街地内において流雪溝を整備し、地域と連携した雪処理を推進するものとする。
- 老朽化した道路施設の計画的な維持保全及び更新を図るものとする。
- 気象情報等の収集装置の整備を進めるとともに、きめの細かい気象情報・路面情報の提供を行うものとする。チェーン脱着場では道の駅等の機能を備え、情報提供機能の強化を図るものとする。
- 除雪機械の省力化、冬期の安全な走行を支援する技術等の開発を積極的に進め、より効果的、効率的な雪寒対策手法を開発するものとする。
- 道路施設、落石や土砂崩れの危険性がある斜面等の点検を実施し、道路施設等の現況の把握に努めるとともに、点検結果に基づき、必要な対策工を実施するものとする。
- 防災対策工の実施に当たっては、治山事業等他の事業との積極的な連携により、効果的な対策を進めるものとする。
- 気象観測装置、道路情報板などの災害情報システムの整備を進める等、防災管理の情報化、防災カルテの作成など防災管理の高度化を図るものとする。
- 点検結果に基づき、耐震補強対策を講ずるものとする。特に緊急輸送道路について、緊急輸送道路ネットワークに基づき、関係機関と連携を図りつつ、震災時においても必要な輸送機能を確保できるよう重点的かつ計画的な耐震補強対策を推進するものとする。
- 道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、関係機関への連絡、通行規制の実施その他必要な措置を講ずるものとする。
- 被災後に、電柱の倒壊によって道路上の障害物となるおそれがあるため、緊急輸送道路や避難路において無電柱化を推進するものとする。

第 11 住宅・建築物等の安全性の確保及び指導

- 土砂災害特別警戒区域等において、危険住宅の移転を促進するものとする。
- 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるとともに、強風による落下物防止対策、防水扉・防水板等の建物等を浸水被害から守るための施設整備、ブロック塀等の安全化対策等を図るものとする。
- また、地震発生時における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、エレベーターの地震時運転管制装置等の設置、及び家具・電気製品等の転倒・落下防止対策についても推進していくものとする。
- 既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の的確な執行により、耐震診断・耐震改修の促進に努めるとともに、耐震改修促進計画等に基づき、耐震診断・耐震改修の普及・啓発、相談窓口の開設、耐震改修講習会の開催等を推進するものとする。
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律の平成25年改正に伴い、耐震診断の結果を平成27年末までに行政に報告することが義務化された大規模な特定建築物に対する支援を実施する。
- 耐震性のない住宅や建築物の建替や耐震改修工事、減災対策工事、土砂災害特別警戒区域等からの移転、宅地造成に伴う災害防止等について、必要に応じて国、市町村等と連携し、補助や斡旋等により支援を行うものとする。
- 住宅等の建築物の雪に対する安全化を図るものとする。
- 住宅をはじめとする建築物の不燃化を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるとともに、住宅金融支援機構の融資等により防火施設の維持、改修の推進を図るものとする。

第12 宅地造成に伴う防災措置

- 宅地造成に伴う災害を防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度等の適正な運用を図り、擁壁の設置、地盤改良等、安全で質の高い宅地供給に必要な措置について、指導を促進するものとする。
- 既存宅地の災害に対する安全性を向上させるため、あらかじめ点検要領等を整理するとともに、これに基づく点検の実施等、必要な措置について指導を促進するものとする。

第13 港湾施設の整備

- 大規模な震災時に、避難者や緊急物資、地域経済の復興に資する貨物の輸送を確保するため、耐震性を強化した岸壁等の整備を推進するものとする。
- 災害時に住民避難や被災地の復旧・復興の支援拠点となる臨海部防災拠点（防災拠点・避難緑地）整備を推進するとともに、港湾管理者は防災拠点が適切に管理運営されるようマニュアル等を整備し周知するものとする。
- 港湾施設が被災した場合に、被災後の輸送・荷役活動の安全確保や復旧工事等の迅速な

実施を図るものとする。また、コンテナターミナル全体としての機能を確保するため、ガントリークレーンの耐震化・免震化や背後地とを結ぶ臨港道路の橋梁・高架部における耐震補強を推進する。

- 地域の産業活動や物流機能の維持のため、石油コンビナート等の危険物施設等の立地する臨海部工業地帯において、埋立地の液状化対策等を促進する。

第14 空港施設の整備

- 施設整備に当たっては災害に対する安全性の確保に配慮するものとする。
- 既存の土木施設については、旧設計基準によって建設された施設や老朽化等による耐震性能の低下が懸念されるため、耐震診断を実施し、現行の設計基準が求める耐震性能を持つように補強する等、施設の耐震性向上を推進する。

第15 避難場所・避難路の確保・整備

- 地震発生時等において避難場所に住民が歩いて安全に到達することができるよう十分な幅員を有する道路、緊急避難階段、緑道等の整備を推進するものとする。
- 関係公共機関、関係事業者の管理する施設、土地について、避難場所としての活用の可能性について検討するよう指導する。
- 津波による危険が予想される地域について、都市公園、津波避難ビル、人工高台等の津波からの緊急避難場所、緊急避難階段、避難路の整備を推進するものとする。
- 河川、海岸堤防の管理用道路や高水敷等河川敷、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業、下水道事業、港湾事業等により整備されるオープンスペースの活用を推進するものとする。
- 都市基幹公園等の広域避難地となる都市公園、近隣公園・地区公園等の一次避難場所となる都市公園等については、幹線道路、河川、鉄道、港湾等の公共施設に十分に配慮しつつ、その機能に応じた適切な避難圏域を設定するとともに、住民以外の被災者の支援についても考慮した上で、体系的かつ計画的な配置・整備を推進するとともに、関係機関との十分な連携を図り、地域防災計画への位置づけを推進するものとする。
- 津波発生時において、津波からの緊急避難場所に住民が歩いて安全に到達することができるよう十分な幅員を有する道路、緑道等の整備を推進するものとする。

第16 防災拠点の確保・整備

- 道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中整備し、相互の連携により、安全な市街地の整備を土地区画整理事業等により推進するものとする。
- 災害発生時に避難場所あるいは災害応急対策活動の拠点として物資輸送の基地やヘリポート等として活用できる河川防災ステーション、港湾の防災拠点、道の駅、交通広場等

の整備を推進するものとする。さらに、道の駅等交通施設において、自家発電設備、備蓄倉庫等の設置など、必要に応じて災害応急対策活動を支援するための機能を確保するものとする。

○河川等における水質汚染物質の防除活動に必要な資機材等を備蓄した防災拠点の確保に努めるものとする。

○豪雪災害発生時においても除雪活動等の拠点として機能する除雪ステーション、自動車駐車場、交通広場等を整備するものとする。

○災害発生時における、救援・救助部隊、上下水道・工業用水道・電気・ガス・通信のライフラインの復旧部隊等の支援拠点や、復旧のための資機材・生活物資の中継基地等、広域防災拠点としての機能を有する都市公園等の整備を推進するものとする。

○広域避難場所、一次避難場所、避難路、延焼遮断緑地帯、広域防災拠点となる都市公園等については、防災公園等としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するものとする。

○防災公園としての機能を有する都市公園については、その機能をより一層効果的に発揮するよう必要に応じて、防災上地域の核的施設となる小中学校、病院、福祉施設等や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等と連携した機能発揮が可能な地域の設置を推進するものとする。

○防災性能の向上、バックアップ機能の確保、食料・飲料水等の備蓄、情報の受発信基地等中枢防災活動拠点としての機能の向上を図った県有施設を、市町村施設との連携を図りつつ整備し、地域の中枢防災拠点の形成を推進するものとする。

○都市地域等の既成市街地において、住宅市街地総合支援事業により、良質な市街地住宅の供給と併せて、防災活動の拠点として機能する住宅街区の形成を図るものとする。

○木造家屋が密集した地区や中高層建築物の老朽化した地区等、災害時における危険性の高い地区において、市街地再開発事業等により災害に強い建築物の整備や災害時に救援、救助、避難等の地区防災活動の拠点となる施設の整備を推進するものとする。

○ヘリコプターによる情報収集活動を円滑に行うため、ヘリポート等の活動拠点の確保、ネットワーク化に努めるものとする。

○国土交通省では、被災地の近傍に、防災拠点や国所管施設等を活用して TEC-FORCE の支援業務に必要な人員・資材・機材等の受入を一元管理のもとで行う活動拠点を整備することとしており、災害発生時に迅速、確実かつ効果的な応援を受けることができるよう、訓練計画等にも反映するものとする。

第 17 ライフライン対策の推進

○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設と

しての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進する。

○風水害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成しておくものとする。

○ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるよう指導するものとする。また、可能な範囲で復旧事業の執行に係る手続きの簡素化を図るものとする。

○河川水等を緊急時の消火用水、生活用水として活用するため、階段護岸、せせらぎ水路等の整備を図るものとする。

第 18 要配慮者対策の推進

○老人ホーム、病院等の施設を土砂災害等から保全する砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、雪崩防止施設の整備を重点的に推進するとともに、要配慮者に配慮した判りやすく迅速な災害関係の情報伝達、防災訓練の実施などの警戒避難体制の整備支援に努めるものとする。

○避難地、避難路となる道路、都市公園等においては、段差を解消するなど、バリアフリー化を推進するものとする。

○高齢者等に経済的・身体的に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための対策を推進するものとする。

○積雪地域の中心市街地や通学路、福祉施設周辺等において、ロードヒーティング、消雪パイプ、流雪溝等の除雪、消雪施設の整備促進、消流雪用水の確保、投雪の省力化を図るための機器の開発や歩道除雪を実施することにより積雪時の快適な歩行環境を確保するとともに、雪下ろしなどをしなくても済むような克雪住宅の普及・整備を促進するものとする。

第 19 防災に関する広報・情報提供等

○災害発生時において適切な判断及び行動に資するため、災害に関する情報を一般住民等に伝達するための体制及び施設、設備の整備を図るとともに、発生後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、迅速かつ的確に広報活動を行えるよう広報に関するマニュアルを整備し、その運用を図るものとする。

○道路施設の被災防止に資するため、道路規制情報システムを整備し、道路利用者への速やかな情報の周知を図るものとする。

○河川水位・雨量データ、気象情報、土砂災害警戒区域、土砂災害警戒情報等を一般住民や防災担当者等にインターネットや電子メール配信により速やかに提供するため、山形県河川・砂防情報システム及び山形県土砂災害警戒システムの整備・運用を図るものとする。

- 地震により河川管理施設が被災した結果生じる水害を防止するため、市町村と連携し住民への危険箇所への周知や警報等の伝達が適切になされるよう努めるものとする。
- 火山災害や不安定堆積物による二次災害を防止するため、市町村と連携し住民への危険箇所への周知や警報等の伝達が適切になされるよう努めるものとする。
- 適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、火山防災協議会の検討を通じて、火山の特性を考慮した火山に関する火山防災マップ（ハザードマップ）の整備を関係機関と共に推進するものとする。
- 除雪作業の円滑化を図るため、放置車両等の防止について地域住民等に対する啓発に努めるものとする。
- 土砂災害を防止するため、気象庁、市町村と連携し土砂災害警戒区域等の住民への周知や警報等の伝達が適切になされるよう努めるものとする。
- 広域避難地、一次避難地、避難路等となる都市公園の機能、利用方法等について、関係機関との連携により、非常時の円滑な利用のための住民等への情報提供を実施するものとする。
- 道路交通の混乱を防止し、迅速な避難誘導や道路啓開を図るため、道路状況に関する情報を関係機関と協力し、道路利用者、地域住民に対して提供するものとする。

第2節 危機管理体制の整備

第1 情報の収集・連絡体制の整備

- 災害発生時の情報の収集、連絡、分析体制を、夜間、休日の場合も含めて対応できるようあらかじめ整備しておくとともに、その周知を徹底するものとする。
- 大規模災害発生時における迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、参集体制をあらかじめ定めておくものとする。
- 河川における水質事故においては、一般住民からの通報により認知する機会が多いことから、河川水質の異常を発見した場合の連絡通報体制を確立し、連絡通報体制が実際に活用できるよう一般住民等への通報先の周知、協力要請を十分行っておくものとする。
- 災害による停電等に対応するため、各総合支庁建設部等には非常用発電装置を設置するとともに、燃料の確保、補給、運搬体制の整備を行うものとする。

第2 通信手段等の整備

- 災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。また、各種情報通信施設についての停電対策を講じておくものとする。
- ・現地における機動的な情報収集活動を行うため、パトロールカー、公用車等の情報収

集・連絡用の車両について必要な整備を推進するとともに、観測機器、現場から写真を送信できるスマートフォン等を計画的に整備するものとする。

またヘリコプターについては、運用管理者と協議しマニュアルを整備の上、災害時の迅速な活用を図るものとする。

- ・関係機関と連携を図り、一般被害情報、公共施設被災情報等、総合的な防災情報を収集、共有するシステムの整備を図るものとする。
- ・洪水時の河川水位、土砂災害等の各種観測データ・情報の収集について、観測周期の短縮化、洪水予測の精度向上、ビジュアルデータや河川監視カメラの画像の表示等により、適切で迅速な情報収集、処理、配信する山形県河川砂防情報システム及び山形県土砂災害警戒システムの整備を図るものとする。
- ・道路利用者に対する適切な情報提供のため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図るものとする。
- ・噴火警報に応じて、雨量計、ワイヤーセンサー等の火山噴火警戒システムを整備し、異常な土砂の動き等を監視し、必要に応じ関係機関に対する情報提供に努めるものとする。
- ・河川、道路の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバー網情報通信の高度情報機器の整備を図り、公共施設の被害状況の把握を行うものとする。また、この光ファイバー等を活用して国と道路・河川画像等の情報を共有するとともに、災害発生時の緊急連絡用としての利用を図るものとする。

○災害発生時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理、整備等に当たっては、次の点を十分考慮するものとする。

- ・被災現場の状況をヘリコプターや無人航空機（UAV）等により収集し、迅速かつ的確に県土整備部各課等へ伝達できるシステムの整備を図るものとする。
- ・NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所を周知しておくなど災害発生時において有効に活用できる体制を確立しておくものとする。
- ・情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制を構築しておくとともに、庁舎が使用不能になった場合等を想定した情報通信物品の持出しリストを作成する。また、災害発生時の迅速な応急復旧体制を確保するため、電気通信施設の点検に関するマニュアルを整備しておくものとする。

第3 関係機関との連携

○県土整備部、総合支庁建設部等の各レベルにおいて、日頃から国、警察、消防、市町村等関係機関との連絡調整を行い、関係機関相互の連絡体制、各種の災害に応じた応急対

策等への役割分担について、十分な協議を行っておくものとする。

- 水質事故発生時における関係機関相互の協力体制を確立するため、応急活動及び復旧活動に関し、平常時より連携を強化しておくものとする。なお、河川においては関係行政機関等からなる水質汚濁対策連絡協議会等を活用し、水質事故発生時に即応できるよう協力体制を整えるものとする。

第4 応急復旧体制の整備

- 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備えとして所管施設の緊急点検、被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等の災害対策用機械の整備計画を作成し、これに基づいて計画的な整備を行うとともに、その運用に関する規定を整備するものとする。
- 応急復旧用資機材の備蓄を推進するとともに、資機材のデータベース化等による資機材の備蓄をもつ総合支庁建設部等の有機的な連携や備蓄基地の整備を推進するなど全県的な備蓄基地のネットワーク化を図るものとする。
- 水質事故時の応急対応に必要なオイルフェンス、オイルマット、中和処理剤等の資機材の備蓄を推進する。
- 豪雪時において、緊急に交通を確保すべき路線を、路線の重要性、積雪量、動員可能な除雪機械等を勘案して定めるものとする。
- 豪雪等に対し、緊急に道路交通を確保できるよう、迅速かつ的確な除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員、施設並びに連絡系統などの所要の体制の確立を図るとともに、除雪機械及び必要な資機材の計画的な整備を行うものとする。
- 雪崩等に対し、迅速かつ円滑な災害応急対策が行えるよう、あらかじめ活動体制の整備、施設、設備等の整備、点検に努めるものとする。
- 緊急時の応急復旧用資機材の確保や応急復旧工事等について、関係機関との相互支援や関係団体等の協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくなど、事前に人員の配置、資機材の提供、調達体制、相互の応援体制の整備に努めるものとする。
- 河川又は海岸毎に、重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討しておくものとする。
- 大規模災害発生時における関係機関との相互応援を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ関係機関との応援に関するマニュアルを整備するなど相互の応援体制を確立しておくものとする。
- 河川においては各水系に設置された水質汚濁対策連絡協議会等において、水質事故に早急に対応する必要があることから、関係機関との連絡体制を構築するものとする。
- 円滑な応急対策を行うため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資

料を整備しておくとともに、資料の被災、散逸を防ぎ、閲覧を容易にするため資料の電子情報化、複製の別途保存を行うよう努めるものとする。

○応急仮設住宅の建設に要する資機材について、事前に緊急輸送ルートなどを周知し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達、供給体制を整備しておくものとする。

○山形県住宅・建築物地震対策推進協議会を通して被災宅地・建築物応急危険度判定士を養成し、被災時の応急危険度判定活動の機能強化を図るものとする。

○迅速かつ適切な応急復旧や二次災害防止のため、工法等に関する技術的な助言・指導を行うための専門家について、国等と連携し派遣体制の整備を行うものとする。

○県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアルにより、各所管施設に災害時の緊急点検を実施するとともに、ヘリコプターによる調査については運用管理者と協議しマニュアルを整備するものとする。

○国、市町村と連携し、災害応急活動に必要な庁舎施設等の被害情報の収集を行い、迅速な応急措置を講ずるための連絡、調整体制の確立を図るものとする。

○災害応急復旧施設等の支援拠点となる都市公園、河川敷、港湾緑地等のオープンスペースの活用について、あらかじめ関係機関との調整を図り、支援体制の整備を図るものとする。

○監視カメラや急な増水情報を知らせる警報装置、道路情報表示板等の情報提供設備のうち重要な設備については非常用電源設備など停電対策の強化を図るものとする。

第5 後方支援体制の整備

○県土整備部、総合支庁建設部等の各レベルにおいて、災害時の職員及びその家族の安否の確認体制を整備しておくものとする。

○県土整備部各課、各総合支庁建設部等の運営に必要な食料、飲料水等の備蓄は原則として最低3日分を確保するよう努めるものとする。

○災害対応が長期に及んだ場合の職員の交代要員の確保に関する体制を整備しておくものとする。

第3節 災害、防災に関する研究、観測等の推進

○災害に対する発生前の対策技術、発生後の復旧技術、災害の発生予測技術等の研究開発の推進を図るとともに、国の研究機関等による指導により防災研究を推進し、防災の施策に反映させるものとする。

第4節 防災教育等の実施

第1 防災に関する研修等の実施

○防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、国土交通大学校における防災に関する研修に職員の参加を推進するものと

する。

- 職員に対して、災害発生時に適切な措置を執り得るよう災害関係法令、災害実務等に関する講習会、研究会等を実施するものとする。

第2 防災知識の普及

- 防災知識の普及に当たっては、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマス・メディア、インターネット、県、市町村広報誌の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、横断幕、懸垂幕等の掲示等に努めるものとする。
- 水防月間、総合治水推進週間、がけ崩れ防災週間、土砂災害防止月間、河川愛護月間、森と湖に親しむ旬間、道路ふれあい月間、道路防災週間、防災週間、建築物防災週間、雪崩防災週間、防災とボランティア週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及啓発に努めるものとする。
- 防災に関する講習会、シンポジウム等を適宜開催するとともに、関係団体等との共催等についても参画するものとする。
- 地域の実情に応じて、出前講座などによる防災知識の普及等に努めるものとする。
- 防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の要配慮者に十分配慮するよう努めるものとする

第3 人材の育成

- 被災した公共土木施設や土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や早期の災害復旧等に資するため、砂防ボランティア、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、水防団員、災害復旧支援エンジニア等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。
- ダム、せき、水門等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の育成を行うものとする。

第5節 防災訓練

○災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるよう、国、市町村、民間業務協定業者等と連携を強化し、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。

○訓練を行うに当たっては、地震及び被害の想定を明確に以下の事項及びその訓練主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。

- ・情報の収集・連絡

災害発生時の状況を想定し、地震状況や所管施設の被害状況に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する訓練を実施するものとする。

また、災害発生時の通信の確保を図るため、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の関係機関等との連携による通信訓練を行うとともに通信輻湊時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取入れた実践的通信訓練を定期的実施するものとする。

- ・県土整備部災害対策会議等の設置運営

迅速な初動体制の確立のため、県土整備部において設置される県土整備部災害対策会議の設置、運営等に関する訓練を実施するものとする。

- ・応急対策

所管する公共土木・建築施設に関する応急復旧工事や二次災害防止対策等が災害状況に即応して円滑に実施されるよう訓練を実施するものとする。

○訓練後には評価を行い、次年度以降の課題等を明らかにして、訓練の充実を図るものとする。

第6節 再発防止対策の実施

○災害原因の調査を行う場合には、国等と連携し、必要に応じて学識経験者等からなる調査委員会を設置すること等により、速やかに総合的な調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を適切に実施するものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 災害発生直前の対策

第1 風水害に関する警報等の伝達

○気象庁と連帯し、被害を及ぼす可能性のある洪水、土砂災害警戒区域等の状況を把握し、災害の発生を予測した場合、市町村、関係機関、報道機関等を通じて住民に対し速やかに情報を伝達するものとする。その際、要配慮者にも配慮するとともに、住民にとってわかりやすい伝達に努めるものとする。

○洪水等により水防上必要がある場合には水防警報を水防管理者に伝達し、これに基づき水防団、消防機関等が出動等を行うものとする。

第2 災害未然防止活動

○集中的な大雪等に備えて他の道路管理者をはじめ地方公共団体と連携して、地域特性や降雪の予測制度を考慮し、車両の立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握しておく。

○ダム、せき、水門並びにこれらの操作に必要な機械器具及び電源その他の設備の点検整備を行うものとする。

○洪水又は高潮の危険が切迫した場合には、ダム、せき、水門等について警戒体制を敷き、次の措置を講ずるものとする。

- ・気象官署、発電所その他の関係機関と緊密に連携し、相互の情報を交換するとともに、出水の状況を把握するものとする。
- ・河川管理者、海岸管理者、港湾管理者及び農業用排水施設管理者は、洪水、高潮の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うものとする。その操作に当たり、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、関係市町村長及び警察署長に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置をとるものとする。

第3 火山災害に関する警報等の伝達

○気象庁より、噴火警報が発表された場合は、対象範囲や火山活動の状況により警戒体制を強化するとともに、関係機関等と緊密に連携し、被害状況等の把握に努めるものとする。

○噴火警報に応じて必要な監視機器を速やかに設置し、市町村等に対し速やかに必要な情報の提供を行うものとし、また、国等に対し、火山災害が予想された場合は速やかに報告を行うものとする。

第4 雪害に関する情報伝達

○気象庁より大雪に関する情報が発表され、大規模な交通障害や災害が発生する恐れがあ

る場合、市町村、関係機関、報道機関等を通じて地域住民、道路利用者に対し速やかに情報を伝達するものとする。

第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡、通信の確保

○災害が発生した場合、被害情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）を迅速、広域的に収集・連絡するものとする。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行うものとする。

○豪雪時における道路交通を緊急に確保するため「山形県道路雪害対策本部設置要領」に基づき山形県道路雪害対策本部を設置し、緊急確保路線について除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統、その他必要な事項を定めるものとする。

第1 災害情報の収集・連絡

（1）災害情報等の把握、連絡

○地震等の災害が発生した場合、まず気象台より地震情報、津波注意報等の連絡を受けるほか、テレビ、ラジオ等の一般情報、地震計からの情報により、地震の規模、範囲等について確認するものとする。

○火山災害が発生した場合、まず気象庁より火山噴火の情報の連絡を受けるほか、テレビ、ラジオ等の一般情報等により、噴火、降灰、噴石などの火山噴火活動、泥流、火砕流、溶岩流等の火山噴火に伴う土砂災害の発生ならびに、山林火災について、規模、範囲、被害程度等を確認するものとする。総合支庁建設部等は、火山災害が発生した場合、直ちに県土整備部各課を通じて、県土整備部災害対策会議に報告するものとする。

○火山活動に伴うと考えられる顕著な地殻変動が発生した場合、その現況や推移の的確な把握を目的として、国等のGPS連続観測による地殻変動情報の迅速な連絡体制の整備を図るものとする。

○雪害が発生した場合、テレビ、ラジオ等の一般情報、道路パトロール等により、雪害の規模、範囲等について確認するものとする。

○迅速かつ適切な初動対応に資するため、大規模な地震発生時に各総合支庁建設部等職員は、地震や、周辺の状況をできる限り速やかに県土整備部各課に報告するものとする。

○各総合支庁建設部等は、部災対会議の設置を必要とする規模の災害が発生した場合、直ちに県土整備部各課に県土整備部緊急防災体制の緊急連絡網により報告するものとする。

（2）津波への対応

○津波予警報が発せられた場合、状況に応じ、速やかに潮位等の情報、対応の状況等について、関係各機関と相互に連絡するものとする。

（3）被害情報の収集・連絡

○国、県（防災くらし安心部、県土整備部、総合支庁建設部）、市町村等は地震等の災害

発生後、施設の被害状況・点検状況等の情報を山形県防災情報システム等により迅速に収集し、相互に連絡するものとする。概括的被害情報、ライフライン被害の範囲に関する第一次情報など緊急に必要な情報は、災害発生後直ちに連絡し、以下順次内容、精度を高めるものとする。

○県土整備部各課は、各総合支庁建設部等、国、隣接県、市町村等より所管事務に係る被害状況、主要幹線道路（高速道路、直轄管理国道、隣接県における幹線道路）の通行可否、応急対策の活動状況等を収集し、部災対会議に報告するとともに、総合支庁建設部等に情報提供を行うものとする。

○各総合支庁建設部等の現地災害対策の活動状況等について、県土整備部各課を通じて、部災対会議に報告するものとする。

○国、県（防災くらし安心部、県土整備部）、市町村等は、応急対策活動情報に関し、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

○被害情報等の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に特に留意し、現地などにおける災害対応等に支障をきたさないよう特に配慮するものとする。

○豪雪災害時において、別に定めた連絡系統図により指定観測点における降雪量、積雪量等の積雪気象状況、道路交通確保状況並びに除雪機械、オペレーターの動員数等の情報を連絡しあうものとする。

（４）防災ヘリコプター等による情報収集

○防災ヘリコプターや衛星中継車、無人航空機（UAV）等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。

○地震等の災害により甚大な被害が発生した場合、当該総合支庁建設部等と飛行ルート等について調整の上、速やかに防災ヘリコプター管理者に対し出動要請を行うものとする。

○防災ヘリコプターの運行は、あらかじめ管理者との協議に基づいて整備されたマニュアルによるものとする。

○ヘリコプターによる情報収集は、目視、テレビ・ビデオカメラなど、ヘリコプター活用に関するマニュアルに基づくものとする。

（５）ダム、せき、水門等の管理

○地震が発生した場合には、ダム、せき、水門等について、次の措置を講ずるものとする。

- ・国等の関係機関と緊密に連携し、相互の情報を交換するものとする。
- ・ダム、せき、水門等の操作にあたって、危険を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるものとする。

第2 通信手段の確保

○災害発生後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、防災行政無線、衛星携帯電話、有線電話、FAX、山形県基幹ネットワーク等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた場合、施設の復旧を行うものとし、各公所に配備されている衛星電話や災害時優先電話、メール等により通信手段を確保する。

第3節 災害発生時における県土整備部及び総合支庁建設部職員の参集体制

○非常参集者及び非常参集の方法については、別に定める県土整備部緊急防災体制参集マニュアルによるものとする。

○県土整備部、各総合支庁建設部等レベルにおいて国、市町村、警察、消防等関係機関と充分に連携を図り、応急対応を行うものとする。

第4節 災害発生直後の施設の緊急点検

○施設管理者は民間業務協定業者等と連携し、災害発生後、直ちに次の緊急点検・緊急応急復旧実施の体制を速やかに整え、緊急点検・緊急応急復旧を実施するものとする。その際、被災した施設などの被害情報の迅速な収集等を行うため、民間業務協定業者等の公共施設の管理、点検などに携わってきた人材を活用するものとする。

(1) 河川管理施設等

○災害発生直後に、県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアル等に基づき河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の緊急点検・緊急応急復旧を実施するものとする。

○大規模な水質事故発生時に、流出物の付着等により港湾施設、海岸保全施設、河川管理施設等の操作等に影響を及ぼす恐れがある場合には、パトロールの実施等により状況の把握に努めるとともに、施設の操作等に支障がないよう必要に応じて施設の緊急点検を実施するものとする。

(2) 道路施設

○災害発生直後に、県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアル等に基づき、道路パトロール等により緊急点検・緊急応急復旧を実施するものとする。

(3) 都市施設

○都市公園等都市施設については、県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアル等に基づき緊急点検・緊急応急復旧を実施するとともに、避難地又は避難路となる公園においては、消防、救援、避難、応急復旧活動等が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

○下水道については、県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアル等に基づき緊急点検・緊

急応急復旧を実施するものとする。

(4) 空 港

○空港については、県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアル等に基づき緊急点検・緊急応急復旧を実施する。

(5) 港 湾

○港湾については、県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアル等に基づき緊急点検・緊急応急復旧を実施するとともに、緊急物資の海上輸送・仕分け、救援の基地用地、瓦礫の受入などが円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(6) 県営住宅等

○県営住宅等については、県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアル等に基づき緊急点検・緊急応急復旧を実施するとともに、避難地となる県有施設においては応急危険度判定により安全性を確認した上で、避難活動等が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第5節 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

○応急復旧を円滑に行うため、主要な災害復旧用資材を緊急かつ迅速に調達し得るよう措置するものとする。

○応急復旧に必要な建設機械、資材等については、平時より種類・数量等を把握しておくとともに、災害時応援協定団体の状況についても把握するよう努めること。

○必要に応じ、関連業界団体に対し、建設機械の調達、労働力の確保、資機材調達について要請等を行うものとする。

○豪雪災害時において、必要により国土交通省から除雪機械を無償又は有償で貸付を受けるものとする。

第6節 有害物質等流出時における応急対策の実施

○国、県、市町村等は、海域等において油等が流出し、海岸や河口部等に漂着する恐れがある場合には、必要に応じてオイルフェンスを設置するなど、油等の漂着の未然防止を図るための措置を講ずるものとする。

○国、県、市町村等は、油等が海岸や河口部等に漂着した場合には、被害の拡大防止を図るため、直ちに関係機関と協力の上、防除活動を実施するものとする。

○国、県、市町村等は、有害物質等が河川等に大量流出し、原因者側の対応が不十分な場合又は原因者が不明な場合は、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、事故原因の把握、危険物等の拡大を防止するための適切な措置を講じるものとする。なお、その際、関係行政機関等からなる水質汚濁対策連絡協議会等を活用し、迅速に対応するものとする。

- 応急対策を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物の拡散を最小限に抑える措置を講じるものとする。

第7節 災害発生時における応急工事等の実施

- 道路、河川、海岸、砂防、公園、下水道、空港、港湾等の所管公共土木建築施設が被災した場合や土砂災害が発生した場合において、被害の拡大の防止や道路交通の確保等を図るため必要に応じ、仮道、仮橋、仮処理施設等の応急工事の迅速かつ重点的な施工又はその指導を行う等、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工するものとする。
- 激甚な災害が発生した場所には、各分野の専門家へ派遣要請を行い、総合的な応急対策及び応急復旧工法についてアドバイスを受けるものとする。
- 火山活動に伴う降灰により、交通に支障を及ぼすような場合は、降灰の除去を実施するものとする。
- 必要に応じて応急工事の実施状況について、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。
- 車両からの危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

第8節 災害発生時における道路交通の確保等

- 通行規制に伴う孤立集落の有無を確認し、その存在が確認されれば、最優先に通行規制解除のための復旧対策を実施するものとする。
- 道路施設について早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧等を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて国、市町村等他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。
- 大規模地震、津波、大雪等災害発生時に、立ち往生車両や放置車両により、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合は、災対法に基づき、区間を指定し、車両等の占有者等に対し、車両等の移動命令を行い、早期の道路啓開を図るものとする。
- 災害発生時における救急、消防、応急復旧対策や被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、国等の道路管理者及び関係各機関と連携を図りつつ、計画的に道路啓開を実施するとともに、応急復旧を優先的に実施するものとする。
- 建設業協会等との間の応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第9節 二次災害の防止対策

- 二次災害による被害の拡大を防ぐための十分な応急対策を実施するために、災害発生時における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を十分に把握するものとする。
- 雪崩、融雪に伴う出水、土砂災害等のおそれのある危険箇所等の点検は、安全に十分配慮し実施するものとし、所管施設管理の強化を図るとともに、二次災害防止対策を実施するものとする。
- 災害によって河川管理施設、海岸保全施設が被災した場合、浸水被害の発生、拡大を防止するための水防活動及び緊急災害復旧工事を実施するものとする。
- 高潮、波浪、潮位の変化及び出水による浸水を防止するため、河川管理施設、海岸保全施設、港湾施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事、適切な警戒体制の整備等の応急対策を行うものとする。
- 河川堤防、海岸堤防等が決壊し、被災施設、被災施設に隣接する一連の施設又はその背後地に大きな被害を与えているため、又はそのおそれが大きいため緊急に施工を要する場合は、締切工事又は決壊防止工事を行うものとする。
- 地盤の緩み等による二次的な土砂災害が高まっている箇所については、県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアルに基づく緊急点検・応急復旧を行うほか、必要に応じ国土交通省砂防部や砂防ボランティア等に土砂災害警戒区域等の緊急点検や土砂災害専門家の派遣等を要請し、二次的な土砂災害の危険性に関する調査を実施するとともに、その結果に基づき土砂災害防止対策に努めるものとする。
- 余震による建築物等の倒壊に関して、住民の安全を確保するとともに被災地の早急な復旧に資するため県等の建築技術職員及び民間の応急危険度判定士を活用し、建築物の応急危険度判定が迅速かつ的確に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 被災した擁壁、のり面等の崩壊等による二次災害発生の危険性のある宅地について、被災宅地危険度判定士を活用し調査・危険度判定が迅速かつ的確に実施されるよう措置を講ずるものとする。
- 下水道については、汚水の溢水等の二次災害を防止するため、管渠等の被災状況を調査し、汚水の流下を阻害する箇所については、直ちに機能回復に向けた必要な措置を講ずるものとする。
- ダム、せき、水門等の緊急点検を災害発生後、直ちに実施するとともに、これらの被災状況等を把握し、二次災害の防止のために必要な措置を速やかに執り又はその指導を行うものとする。

第 10 節 ライフライン施設の応急復旧

- 迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、災害発生後直ちに専門技術を持つ人材等を活用して、所管する施設の緊急点検を実施するとともにこれらの被害状況等を把握し、必要に応じ、応急復旧を速やかに行うものとする。
- 災害の程度、施設の重要度等を勘案し、ライフライン事業者に対し、応急対策活動を依頼及び支援するものとする。
- 災害によって下水道施設の被害が確認された場合、仮配管や仮設備の設置等による応急復旧を行い、公衆衛生の確保や公共水域の水環境保全等に努める。被害調査や応急復旧に当たっては、県単独での対応が困難な場合「下水道事業における災害時支援に関するルール」や「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」等関係者間の申し合わせ等と調整を図りながら、必要に応じて他の地方公共団体等に支援を要請するものとする。
- 可能な限り応急復旧に係る手続きを簡素化し、ライフライン施設の速やかな機能回復を支援するものとする。

第 11 節 市町村等への支援

- 市町村等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合、または発生のおそれがある場合は、以下の事項について支援を行うものとする。

第 1 情報収集、資機材の提供等

- 各総合支庁建設部等は災害状況の迅速な把握に努め、当該市町村等への災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする
- 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、市町村等の要請に応じ、応急復旧資機材や災害対策用機械の提供を行うものとする。
- 流出・漂着油の防除方策等の検討のため必要がある場合には、市町村等と連携し、アドバイザー、外部の専門家の派遣を国等に要請するものとする。

第 2 避難活動

- 市町村等による適切な避難誘導が行われるように、災害、避難地、避難路の状況、土砂災害警戒区域等の所在等の情報提供を速やかに行うものとする。
- 市町村、地域住民等より、あらかじめ避難地として指定された施設以外の所管の施設について避難場所として使用したい旨の要請があった場合は、施設の状況等を確認の上、適切に対処するものとする。
- 地域住民が安全に避難できるよう避難路等の迅速な除雪等を実施するものとする。
- 市町村長が、災対法第 6 3 条に基づき立入りの制限もしくは禁止するための警戒区域を設定する場合、及び、災対法第 6 0 条に基づき避難勧告等の対策を実施する場合は、適

切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。

第3 応急仮設住宅

○応急仮設住宅の確保について、山形県地域防災計画、「災害時における応急住宅対策に関する協定書」、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」及び「災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき速やかに実施するものとする。

○応急仮設住宅が速やかに建設されるために、被災の程度に応じて事前に建設場所、戸数を定めておくものとする。

○都市公園内の広場等について、必要に応じ、被災地の一定期間、応急仮設住宅建設用地として提供を図るものとする。

○応急仮設住宅の建設に当たっては、特に降雨等による二次的な災害による被害を受けることがないよう、土砂災害警戒区域等など災害危険箇所などを避けて建設を行うものとする。

第4 飲料水の確保

○必要に応じ、都市公園内の井戸、耐震性貯水槽の利用を図るものとする。

第5 消防活動への支援

○必要に応じ、都市公園内の水泳プール、池及び井戸水、下水処理水や雨水貯留水、河川水及び海水の利用について支援するものとする。

第12節 災害応援

○北海道、東北、北陸地方に大規模災害が発生した場合の災害応援は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」、「東北地方における災害時の相互応援に関する協定書」及び「災害時の相互協力に関する申し合わせ」に基づき速やかに実施するものとする。

第13節 災害発生時における広報

○災害発生時における無用の混乱を防ぎ、民心の安定を図るとともに、一般住民が非常事態に即応して適切な措置を執り得るよう、一般住民や被災者の家族等のニーズを十分把握し、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性、交通危険箇所・交通規制状況・迂回路などの道路交通情報等、住民や被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等を通じて適切に提供するものとする。

○水質事故が発生した場合には、新聞等報道機関を通じ、広く一般住民に情報提供するものとする。

○部災対会議等は、情報の公開、広報活動の内容等について、関係機関と相互に連絡を取り合うものとする。

第14節 ボランティアの活用

- 県災対本部が設置された場合に必要に応じて設置され、県内の災害ボランティア活動の総合調整を担う県ボランティア支援本部との連携を図り、ボランティアの受け入れや、活動への支援・協力、関係機関との調整等を行う。

第3章 災害復旧・復興

第1節 災害復旧・復興の基本方針

- 県、市町村が、地域の災害復旧・復興の基本方向を検討又は復興計画を作成する場合、公共施設管理者は適切な指導、助言を行うものとする。
- 災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。

第2節 災害復旧の実施

第1 降灰除去事業の実施

- 火山の爆発に伴う降灰により、住民の日常生活に著しい支障を生じ、又は生じるおそれのある降灰防除地域においては、必要な降灰除去事業を速やかに実施するものとする。

第2 査定の早期実施

- 災害発生後、河川、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園、空港、港湾施設等の早期復旧のため、できる限り速やかに査定を受けて事業費を決定し、早期復旧に努めるものとする。また、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため、特に必要がある場合には、応急本工事を実施するものとする。
- 広域にわたる大災害の場合、災害査定官等から構成されたT E C－F O R C Eの現地派遣により、災害発生時の気象、水理及び被害状況を迅速かつ的確に報告し、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の指導を受けるものとする。
- 災害査定の効率化と、適正かつ迅速な事業の執行を図るため、国土交通省水管理・国土保全局防災課等との事前打合せを行い、現地における査定の迅速な処理、手戻りの防止を図るものとする。
- 総合単価の適用が可能な場合は、できる限りその活用を図る等、災害査定の効率化・簡素化を図るものとする。

第3 緊要事業の決定

- 事業費の決定に際しては、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、緊要事業を定めて、適切な復旧を図るものとする。

第4 災害復旧の促進

- 災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円

滑な復旧を図るものとする。また、復旧に当たっては、周辺環境の保全へも配慮するものとする。

○年度別の復旧進捗度については、事業の規模・難易度、事業の施工能力、財政状況等を勘案して、早期に、かつ円滑に事業を実施し得るよう国庫負担金の支出等の財政措置について要請するものとする。

○所管公共施設の被災により生じたがれきの処理に当たっては、災害復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止、又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置などを講ずるものとする。

○災害復旧活動の円滑化を支援するため、除雪等を実施し、道路交通を確保するものとする。

第5 再度災害の防止

○河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園、空港、港湾施設等の被災施設の復旧に当たっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、未被災箇所等を含めた改良復旧を行うものとする。

○河道の埋塞の著しい場合は、再度災害を防止するため、速やかに除去する等、適切な対策を講ずるものとする。

○河川、砂防設備及び道路の災害復旧事業に関し、寄州、狭窄部、橋梁、せき等の災害発生の原因となった障害物について、必要に応じて除去・是正を行い、再度災害の防止を図るものとする。

○土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害等の発生箇所等について、応急対策を実施するとともに、災害関連緊急事業等により再度災害の防止を図るものとする。

第3節 復旧・復興資機材の安定的な確保

○災害復旧・復興に必要な資機材について、その需給・価格動向を調査し、資材需給、資機材の安定的な確保に資するものとする。

○復興建築用資機材の値上がり防止について、関係団体に周知、要請するものとする。

第4節 都市の復興

第1 計画的復興への支援

○大規模な災害により公共土木施設や建築物等が被災し、社会経済活動に甚大な障害が生じた地域においては、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、計画的に都市の復興を進めるものとする。

○復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）による建築制限等を必要

に応じて活用するものとする。

第2 復興まちづくりへの支援

○復興まちづくりにおいては、県、市町村が行う専門家の派遣等、住民が参加するまちづくり活動を支援するものとする。

○住民の早急な生活再建の観点から、住民の合意を得るよう努めつつ、市街地の面的整備や防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備等により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

第5節 借地借家制度等の特例の適用

○災害が一定規模以上である場合においては、被災市町村長の意見の申出を受け、罹災都市借地借家臨時処理法（昭和21年法律13号）第25条の2の災害として政令で指定し、借地借家制度の特例適用を受けることにより、借家人及び借地人に容易に住居を確保させるものとする。

○必要に応じ非常災害があった場合の建築基準法の制限の緩和措置を活用するものとする。

第6節 被災者の住宅再建等への支援

第1 公営住宅の活用等

○一定規模以上の住宅被害を受けた災害においては、災害公営住宅の整備等を推進するものとする。

○災害が発生した場合には、既存県営住宅等の空き家を活用し、被災者を一時的に避難させるものとする。その後、入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合には、当該災害により住宅が消失した被災者等に対して、被災市街地復興特別措置法第21条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）については、適宜、特定入居を行う。また、市町村に対して必要な指導を行うものとする。

第2 危険区域における住宅再建

○土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害の発生箇所や地盤の緩み等による二次的な土砂災害のおそれがある箇所については、調査を実施し、必要箇所をそれぞれ砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊防止区域に指定して、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、これらの指定地や被害想定区域内における住宅の再建にあたっては、砂防法（明治30年法律第29号）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57条）に基づく行為制限の適切な実施、並びに土砂災害防止法に基づく、建築物の構造の規制及び移転の勧告等の措置を講ずるなど、適正な土地利用の誘導を図るものとする。

第3 住宅金融支援機構による融資

○被災者の自力による住宅の再建等を支援するための住宅金融支援機構の災害復興住宅融

資及び既往債務者に対する救済措置を迅速かつ円滑に実施するために、融資の対象地域及び融資開始の時期の決定並びにその周辺等の必要な措置について、住宅金融支援機構に対して要請するものとする。

第4 被災者などに対する相談機能の充実

- 国、市町村と連携して、被災者を対象とする総合住宅相談所を開設し、被災者の住宅復興等に関する相談に応じるものとする。
- 住宅金融支援機構において、被災者を対象に、現在返済中の融資の取り扱いや災害復興のための融資についての相談及び情報提供を実施するよう、協定に基づき当該機構に要請するものとする。
- 被災建築物等の復旧について住民などから相談を受けた場合に、国、市町村等と連携して復旧方法等についての指導を行うものとする。また、必要に応じ関係団体に協力を要請するものとする。
- 被災市町村から要望がある場合、（公社）山形県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会山形県本部及び（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会に対して、協定に基づき民間賃貸住宅の無償媒介の協力を要請する。

県土整備部防災業務計画（令和 6 年 4 月）

山形県県土整備部管理課県土強靱化推進室

山形市松波二丁目 8 番 1 号

電話 023-630-2436

FAX 023-630-2573

E-mail ykanri@pref.yamagata.jp